

宅地建物取引業法に基づく重要事項の説明に係る法令の担当部署

※記載内容は、最新情報を常に掲載しているものではありませんので、あくまで参考資料としてご利用ください。
※なお、詳細な内容につきましては、下記担当部署でご確認ください。

R7.1月現在			
法令名称	主な確認事項	野々市市の該当	法令に関する担当部署 (電話番号) ※野々市市に該当する法令の担当部署のみ記載しています。 他の法令については、関係官庁へお問い合わせください。
古都保存法		×	
都市緑地法	緑地協定の有無	○	都市整備課 都市整備係 (076-227-6091)
特定空港周辺特別措置法		×	
生産緑地法	生産緑地地区の該当の有無	×	
景観法	いしかわ景観総合条例に定める区域の有無	○	都市整備課 都市整備係 (076-227-6091)
土地区画整理法	認可の公告があった区域で換地処分公告が未済の区域への該当の有無	○	都市整備課 都市整備係 (076-227-6091)
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	土地区画整理法第76条第1項の公告が未済の土地区画整理促進地域への該当の有無	×	
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律	拠点整備促進区域内への該当の有無	×	
被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域への該当の有無	×	
新住宅市街地開発法	新住宅市街地再開発事業予定区域・施行区域の有無	×	
新都市基盤整備法		×	
旧市街地改造法		×	
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律		×	
近畿圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律		×	
流通業務市街地整備法	流通業務地区の該当の有無	×	
都市再開発法	認可の公告等があった区域、市街地再開発促進区域への該当の有無	×	
沿道整備法		×	
集落地域整備法	集落地区計画の区域への該当の有無	×	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	防災街区地区整備計画の区域への該当の有無	×	
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致形成建築物、歴史的風致維持向上地区計画の区域への該当の有無	×	
港湾法		×	
住宅地区改良法	告示後の住宅改良地区への該当の有無	×	
公有地拡大推進法	都市計画施設内における土地の有償譲渡に係る届出 ※取引に係る敷地が次のいずれかに該当する場合、届出が必要です。 ・市街化区域内の敷地で面積が5,000㎡以上 ・計画道路等の都市計画施設にかかる敷地で面積が200㎡以上	○	建築住宅課 開発住宅係 (076-227-6087)
農地法	農地の所有権移転に関する許可、農地転用の手続き ※現況が農地(耕作の目的に供される土地)の場合、手続き(届出、許可)が必要です。 ※農地を農地のままで売買することにも許可が必要です。	○	土木課 農地係 (076-227-6081)
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域等の該当の有無	○	建築住宅課 開発住宅係 (076-227-6087) 土木課 河川係 (076-227-6023)
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	除却の必要性に係る認定の有無※R4.4時点で野々市市で認定されたマンションはありません。	×	建築住宅課 開発住宅係 (076-227-6087)
都市公園法	立体都市公園の有無	×	
自然公園法	国立公園、国定公園の該当の有無	×	
首都圏近郊緑地保全法		×	
都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素まちづくり計画	×	
下水道法	雨水貯留槽施設が含まれる管理協定区域への該当の有無 ※野々市市には管理協定区域はありません。	×	上下水道課 下水道係 (汚水) (076-227-6096) 土木課 河川係 (雨水) (076-227-6023)
河川法	河川区域・河川保全区域への該当の有無 ※野々市市には1級河川はありません。 ※2級河川については石川県、準用河川については野々市市土木課に確認してください。	○	土木課 河川係 (076-227-6023) 石川県(石川土木総合事務所)
特定都市河川浸水被害対策法	指定都市河川・指定都市河川流域の指定の有無	×	
海岸法		×	
津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)策定の有無、津波災害警戒区域・特別警戒区域の有無	×	
砂防法	砂防指定地への該当の有無	×	
地すべり等防止法	地すべり防止区域の有無	×	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域の有無	×	
土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の該当の有無 ※野々市市に指定はありません。	×	
森林法	地域森林計画の対象の民有林における開発行為の許可等	×	
道路法	道路一対建物の協定、道路外利便施設所有者との協定、決定後の道路区域への該当の有無、占用許可 ※道路一対建物の協定、道路外利便施設所有者との協定は現在のところ、定めていません。 ※道路区域への該当、占用許可の要否については窓口で確認してください。	○	土木課 道路係 (076-227-6086)
全国新幹線鉄道整備法	行為制限区域の有無	×	
土地収用法	事業認定後の都市計画施設の区域への該当の有無 ※事業認定区域内の敷地(起業地)は土地利用に制限があります。 ※起業地の場所等事業の内容については、各事業担当課にて確認してください(事業主体が国又は県の場合は、国又は県)。	○	事業担当課 事業主体となる国・県
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地の有無 ※埋蔵文化財包蔵地の有無については、窓口にて確認してください。 ※建築物・工作物等で土地を開発する場合には、「埋蔵文化財の調査について(依頼)」を提出してください。	○	生涯学習課 文化財係 (076-227-6122)
航空法	進入表面、転移表面、水平表面の有無	×	
国土利用計画法	土地取引等の契約に係る届出 ※売買に係る敷地が次のいずれかに該当する場合、届出が必要です。 ・市街化区域内の敷地で面積が2,000㎡超 ・市街化調整区域内の敷地で面積が5,000㎡超	○	建築住宅課 開発住宅係 (076-227-6087)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の処理に係る規制に基づく指導等	×	
土壤汚染対策法	要措置区域・形質変更に係る届出等 ※土地の掘削その他の土地の形質変更で、土地の面積が3,000㎡以上の場合、届出が必要です(適用除外あり)。詳細は、所管部署に確認してください。	○	石川県 環境政策課 (076-225-1463)
都市再生特別措置法	立地適正化計画に関する届出の有無 ※居住誘導区域外、都市機能誘導区域外の場合、届出が必要です。	○	都市整備課 都市整備係 (076-227-6091)
地域再生法	集落生活圏の区域の該当の有無 ※野々市市には集落生活圏の区域はありません。	×	企画財政課 企画係 (076-227-6028)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	移動円滑化経路協定の有無	×	
災害対策基本法	指定緊急避難場所、指定避難所	○	総務課 防災安全係 (076-227-6051)
東日本大震災復興特別区域法		×	
大規模災害からの復興に関する法律		×	
水防法	水防法に基づき作成された水害ハザードマップ(洪水、内水、高潮)における取引対象の宅地又は建物の所在 ※野々市市では「洪水ハザードマップ」がこちらに該当します。	○	土木課 河川係 (076-227-6023)
建築基準法	斜線制限、日影規制等	○	建築住宅課 建築指導係 (076-227-6136)
都市計画法	開発行為の有無、市街化調整区域での建築	○	建築住宅課 開発住宅係 (076-227-6087)
都市計画法	用途地域、地区計画、都市計画施設等	○	都市整備課 都市整備係 (076-227-6091)
野々市市建築・開発指導要綱	壁面後退、最低敷地面積	○	建築住宅課 開発住宅係 (076-227-6087)